

8 Q&A

Q1. 四年制大学の場合は4年間分、交付を受けられますか。

A1. はい。正規の修学期間で交付を受けられます。

Q2. 1年次はAコース（月額3万円）、2年次へ進級後にBコース（月額5万円）といったように、貸付コースの変更は可能ですか。

A2. いいえ、できません。

Q3. 2年生になってからの申請は可能ですか。

A3. 2年生になってからの申請は、原則、お断りしています。

ただし、家庭経済状況の激変等の事情が養成校等として確認でき、養成校等から本会に提出される推薦状にその旨記載いただける場合は検討します。

Q4. 入学準備金（もしくは就職準備金）だけの申請は可能ですか。

A4. いいえ、入学準備金（もしくは就職準備金）のみの貸付はできません。

Q6. 入学準備金のみ、入学前に送金していただくことは可能ですか。

A6. 入学したことを確認してから送金するため、入学前の送金はできません。1回目の送金分と合わせて送金します。なお、各回の送金は、在学確認後行います。

Q7. 連帯保証人は実施要項第7条以外の条件はありますか。続柄は誰でもよいのでしょうか。（夫・妻・子・友人・同僚など）

A7. 原則、連帯保証人の続柄は問いません。しかし、申請者が未成年の場合、法定代理人を連帯保証人としてください。

Q8. 連帯保証人の居住地や所得に制限はありますか。また、独立の生計についての証明書類（源泉徴収票、納税証明書等）が必要でしょうか。

A8. 連帯保証人の居住地は問いません（ただし日本国内に限ります）。また、所得制限もありませんので、源泉徴収票や納税証明書等の提出は不要です。

Q9. 生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外の貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。

A9. 生活福祉資金に限らず「他の国庫補助事業等を活用している者を貸付の対象とすることは適当でない」とされておりますので、併給する予定がある場合はご確認ください。

例) 母子福祉資金、教育訓練給付、職業訓練等

Q10. 日本学生支援機構の「奨学金」の奨学生や日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用者も申請出来ますか。

A10. 本制度は一定の条件の元で返還が免除となる場合もありますが、基本的に返還を前提とした制度です。返還が可能かどうか申請の際には十分検討する必要があります。その上で日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真に止むを得ないと認められる場合は、本会の判断により貸し付けを決定する場合があります。

参考) ・ 独立行政法人日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/>

・ 日本政策金融公庫ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

Q11. 学校を休学していますが、すぐに返還の手続きをしなくてはいけませんか。

A11. 養成校等に在学している限り、猶予期間として取り扱います。ただし、貸付金の送金は停止します。

Q12. 働きながら通信課程を受講します。そういった場合においても、就職準備金は申請できますか。

A12. 働きながら通信課程を受講している場合は、就職準備の必要がないため、原則、就職準備金の貸付を行うことはできません。ただし、返還免除要件に該当しない業務に従事している場合は、資格取得後、該当業務への転職が必要となるため、交付を認める場合があります。

Q13. 卒業後、就職活動による 1 年間の返還猶予期間が承認されました。その後、猶予期間中に対象業務に従事した場合は、どのような手続きが必要になりますか。

A13. 就職できた時点で、再度、対象施設で従事することの返還猶予申請を行ってください。その際、「業務従事届（様式 10）」、「返還猶予申請書」を一緒に本会に提出してください。

Q14. 介護福祉士養成校を卒業後、社会福祉士資格取得を目指し、大学に編入しました。どのような手続きが必要になりますか？

A14. 大学に編入した時点で進学を理由とした「修学資金返還猶予申請書（様式 9）」と「在学証明」を提出してください。

なお、社会福祉士の資格を取得したとしても、介護福祉士の資格を取得しなかった場合は、貸付金を返還していただくことになります。

Q15. 返還免除の対象となる業務内容には、社会福祉士の資格取得者が介護職として業務に就いた場合も含まれますか。

A15. 社会福祉士取得者が介護職に就いた場合も返還免除の対象となります。また、相談援助職から介護職へ、あるいはその逆に変更された場合も返還免除の対象となります。

Q16. 貸付条件に定める福祉施設等に従事する 5 年間に於いて、休業することとなりました。この場合、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A16. 災害、負傷、その他止むを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、当該業務に引き続き従事しているものと判断する可能性もあります。そのためには、診断書等の提出が必要です。ただし、当該業務に従事できなかった期間は、返還免除の要件となる業務従事期間には算入しません。

なお、「止むを得ない事由」とは、「育児休業等、業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合」です。

状況により手続きのご案内が異なりますので、県社協へお問い合わせください。

Q17. 養成施設を 10 月に卒業し、同年度の 1 月に国家試験を受験しましたが、不合格でした。「卒業後 2 年以内に合格及び登録しなければ返還」ということは、翌年度の試験に合格しないと返還しなければならないのでしょうか。

A17. いいえ。養成校等を卒業した年度以降 2 年以内と捉えます。卒業年度の試験に不合格であれば、翌々年度の試験に合格のうえ登録をすれば返還対象とはなりません。

Q18. 対象業務従事による 5 年間の返還猶予期間中、自己都合により、退職しました。再度、対象業務に就こうと就職活動中ですが、この場合は返還となるのでしょうか。

A18. 退職後、1 ヶ月以内に対象業務に従事すれば、転職後の従事期間も返還免除要件の従事期間に算入されます。ただし、転職に 1 ヶ月以上要すると、原則、返還となります。

Q19. 返還免除の対象業務に正職員や常勤以外では認められないのでしょうか。

A19. パートや非常勤で従事する場合、一定の要件を満たせば返還免除要件の従事期間に算入することができます。

Q20. 出産を機に退職をしましたが、再度、対象業務に就きたいと考えています。仮に再就労できた場合には、どのような取扱いになりますか。

A20. 出産後 1 年以内で再就労した場合は、再就労までの期間を返還猶予とし、その後の就労期間を返還免除期間として算定することができます。

ただし、妊娠や出産による退職であることや、出産後 1 年以内の再就労であることなど、根拠が明らかになる書類等が必要となります。出産後 1 年以内に再就労ができない場合には、その後の再就労ができて再就労期間は返還免除期間には該当せず、返還となります。